【市内転居用】

水道・公共下水道使用中止及び開始届（ファクシミリ送信用）

秦野市上下水道局お客様センター　宛
FAX :0463-71-5708

1　お客様番号（4桁-7桁-3桁の番号） ※分からないときは、記入不要です。　　－　　－
2　お名前（使用者名）　　（フリガナ：　　）
3　現在のご住所（使用場所） ・住所 ・方書（アパート名・部屋番等）
4　連絡先電話番号　　－　　－
5　使用中止日　　年　　月　　日 （中止日の翌日に水道メーターを検針し、料金を精算します。）
6　精算分料金のお支払い方法について (1)　現在、口座振替でお支払いのお客様（どちらかを〇で囲んでください） 口座振替を希望する　・　口座振替を希望しない（納付書を転居先へ送付します） (2)　現在、納付書でお支払いのお客様には、転居先へ納付書を送付します。
7　転居先の使用開始について (1)　お名前（使用者名）　　（フリガナ：　　） (2)　転居先ご住所 ・住所 ・方書（アパート名・部屋番等） (3)　連絡先電話番号　　－　　－ (4)　使用開始日　　年　　月　　日 (5)　料金お支払方法（次のアとイどちらかを〇で囲んでください） ア　納付書でお支払い ※納付書の送付先等について、転居先ご住所・お名前と異なる場合のみ下記にご記入ください ・納付書の送付先住所 ・方書（アパート名・部屋番等） ・お名前　　（フリガナ　　） イ　口座振替でお支払い（どちらかを〇で囲んでください） ・転居前の口座を　希望する　・　希望しない ・新たな口座をご希望の場合、口座振替申込用紙の送付を 希望する　・　希望しない
8　その他 (1)　本市水道事業との給水契約は、「秦野市水道事業給水条例」、「秦野市水道事業給水条例施行規程」、「秦野市債権の管理等に関する条例」及び「秦野市債権の管理等に関する条例施行規則」に基づくものです。詳細はホームページをご覧ください。 (2)　精算分料金の口座振替日は、使用中止時の水道メーター検針日の翌月14日（この日が土曜日、日曜日、祝日のときは、その翌営業日）です。 (3)　公共下水道が接続されていない場合は、水道のみの届け出となります。